

岡山県スポーツ少年団交流大会促進事業実施要項

1 目的

広域（近隣市町村等）において、スポーツ少年団員を対象にした交流大会等を実施し、地域におけるスポーツ少年団活動を促進する。

2 主催

市町村スポーツ少年団

3 共催

公益財団法人岡山県体育協会岡山県スポーツ少年団

4 実施内容

- (1) 期 間 毎年度4月1日から3月10日までとする。
- (2) 対 象 毎年度の登録指導者・団員
- (3) 内 容 交流活動等を、県内の2市町村以上で実施する。
- (4) 申 請 各市町村原則3事業以内とする。
ただし、申請多数の場合は調整する。

5 補助金額

補助金の額は、予算の範囲内において総事業費の3分の2程度とし、4万円を限度額とする。なお、補助金の経理処理については「岡山県スポーツ少年団交流大会促進事業補助金交付要綱」に基づき行なうものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この要項は、平成25年4月1日から施行する。